

豊後国凶田牒の柴山村と毛井村

伊 東

東

豊後国凶田牒、海部郡の末尾に柴山村十町、毛井村十町云云とあり、現在柴山村は大野郡千歳村に、毛井村は大分郡松岡村に属するので、或は他郡のものが混入したのではないかと一応疑わるる處であり、両村共に大野川の左岸に在り、殊に柴山村の如きは海部郡との間に大野郡野津院（旧称）の地が介在して全くの飛地であり、之が海部郡の一部であつたと、常識的にも考えられない所である、而し過去の時代に於て之が現実であつた事は肯定せぬ訳にはゆかない。凶田牒の記事が誤りでも混入でもないのである。以下一、二是に就いて記述して見たい。

慶長拾壹年参月の「惣御高頭御帳」と云う臼杵藩（稻葉家）の記録に丹生庄宮川内村組四ヶ村の中に毛井村六百拾六石九斗八升とあり「寛文印知集」卷第十五に豊後国海部郡、大野、大分三郡の内所々都合五万六拾余（目錄在別紙）事任元和参年五月貳拾六日寛永拾壹年八月四日両先判之旨充行之訖

全可領知者也仍而如件寛文四年四月五日御朱印筆者大橋長左衛門稻葉能登守とのへ、とある文書の目錄中海部郡之内九拾七箇村中に毛井村あり「豊後国八郡見稻簿」の稻葉能登守領の条に一、六百拾六石余、毛井村とあり「豊後国志」卷之五、村里の条、毛井の割註に以上六村、旧佐井管内今混干丹生郷、又以地勢檢之、里、岡、一木、誓願寺四村、南面環広内川為郷界、惟大津尚、毛井二村稍隔絶、然凶田牒、注進牒皆縁佐井、又毛井村有旧民、鎌倉家人平林親社遠孫、家藏嘉禎以米鎌倉及六波羅令帖許多、皆称曰佐井郷毛井社亦可以徴焉、又広内の割註に以上六村、合佐井中六村、一木、誓願寺、里、岡、及大津尚、毛井等通為十二村今以此為丹生郷恐非矣、とあり、「大分県町村沿革誌」第三章、町村区劃の分合改称の条の頭註に「三大区十二小区大津尚、毛井ノ二村ハ共ニ海部郡ヨリ分割セルモノナリ」とあり、明治八年三月十三日県甲第三十号布達に抛り始めて大分郡に編入せられた事が

明白である。

柴山村に就ては、同村鎮座の柴山八幡社の所蔵する参拾余枚の棟札中に左の如き銘文を有するものがある。

一、大日本豊後州天部郡内柴山八幡宮之棟木□、千時宝徳式年庚午菊月下旬六日、大願主大宮司益永山城守（大宮司以下八字異筆にて改竄の痕跡あり）、大工田原名内石井新五郎。

二、奉建立大日本豊後州海部郡内柴山村、本廟八幡大神内宮神社、歳深日久基階墮毀既及荒廢重加修飾欲仰神徳、大檀越源親繁（大友）、再興大檀那大神氏惟政、寛正第四年癸末三月十四日、当村檀那各爾等、当政所下郡惟明、大宮司益永越前守輔義（益永以下七字異筆改竄の痕跡あり）、大工新三郎。

三、奉欽上棟再興大日本国豊後州天部郡柴山八幡宮一字、一天泰平玉席康寧四海安謐万民楽業、歳深日久荒廢聞当村檀越各々加修飾彌奉仰神恵所也、享祿元季戊子菊月上旬二日、大宮司益永長門守吉輔謹白（大宮司以下十二字異筆）、大工藤原朝臣平衛門尉家信。

又同村石川正夫氏宅後に六地藏塔（笠地藏、石幢）あり、其

銘文風化甚しく全文を読む能わざるも左の銘文あり。

大日国西海豊後天部柴山村、西、□日天國、六道六地藏之尊像、昭樂淨齋禪定門、善根功德主、七分善得主妙本信女、作者明峯松風木□、千時天文二□年三月念二日施主敬白。

以上の資料に拠り、柴山村が海部郡と称して居た事は確實である。

「豊後国八郡見稻簿」の大野郡岡領の部には一、六百拾参石余、柴山村と見え、同書別本（豊州雜誌本）には井田郷十六村の中に一、高六百拾参石参斗九升、柴山村と見ゆ。

毛井村も柴山村も地理的に海部郡に属せし事は不自然の様に思われる。また証明するに足る資料は管見にないが、或は莊園推移の過程中に於て本郡と遊離し海部郡に属したのではないだろうか。毛井村は稻葉氏の（恐らく大友氏滅後歴代臼杵城主も）主たる領地たる海部郡と共に其儘所管せられ隣藩置県となり、明治八年三月に至り大分郡に復帰せられ、柴山村は大友氏滅亡後、中川氏岡に封ぜらるるに至り、周辺の井田郷の地と共に其の所管となりし結果、一步先んじて大野郡に復帰したのではないかと思われる。